

第73号議案

新城市宿泊施設整備奨励条例の一部改正

新城市宿泊施設整備奨励条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年6月7日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市宿泊施設整備奨励条例の一部を改正する条例

新城市宿泊施設整備奨励条例（平成29年新城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ホテル営業（以下「ホテル営業」という。）及び同条第3項に規定する旅館営業（以下「旅館営業」という。）」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) ホテル営業 洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- (3) 旅館営業 和式の構造及び設備を主とする宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、旅館業法の一部改正に伴い、奨励措置の対象とする宿泊施設の営業種別を明確にするため必要があるからである。